

# 知財分野における外務省の取組について

## Initiatives taken by the Ministry of Foreign Affairs of Japan on Intellectual Property

相 馬 弘 尚\*  
Hirohisa SOMA

**抄録** 外務省は、4月1日に新設された知的財産室を中心に、国家戦略として知的財産戦略を展開する政府全体での取組を踏まえ、知的財産分野における外交政策を総合的観点からとりまとめ、推進することにより、日本の知的財産の国際展開に貢献していくことを目指している。

### 1. はじめに

4月1日、外務省経済局国際貿易課に「知的財産室」が新設された。これは、2004年7月12日、経済局国際機関第一課（現国際貿易課）に実体的に設置された「知的財産権侵害対策室」が、外務省組織規則改正により「知的財産室」に発展したものである。新設された知的財産室を中心に、知財分野における外務省の取組について述べる。

### 2. 知的財産室の目的

政府は、知的財産戦略を国家戦略として位置付け、知的財産戦略の推進体制を明確化した知的財産基本法に基づき、模倣品・海賊版の取締強化、知的財産コンテンツ振興の推進、30本以上の知的財産関連法の成立（2002年から2006年まで）等知的財産に対する取組を積極的に行ってきている。

このような政府全体での取組を踏まえ、新設された知的財産室は、知的財産分野における外交政策を総合的観点からとりまとめ、推進することにより、日本の知的財産に対する国際的取組を更に強化することを目的としている。

知的財産室の所掌事務は、次のとおりである<sup>1</sup>。

世界知的所有権機関（WIPO）、WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPS）協定等知的財産権に関する多数国間条約・国際組織に関する事務。

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）や知的財産担当官会議を含めた、海外における模倣品・海賊版対策。

EPA／FTA を含む二国間交渉及び G8、APEC 等の多数国間の枠組みにおける交渉等に際しての知的財産保護に関する調査・助言。

知的財産に係る関係府省庁との間の窓口業務及び省内の連絡調整（ただし、他課所管のものを除く。）。

知的財産（権）に関わる問題が国際的な文脈・場面で取り上げられることが多いことを踏まえ、主に、知的財産（権）の対外的側面に焦点を当てつつ具体的な懸案の対応や国際社会でのルール作りに取り組んでいくことを主たる業務としている

\* 外務省経済局知的財産室 初代（前）室長  
Former Director, Intellectual Property Affairs Division,  
Economic Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs of  
Japan

と言って良い。

ここに挙げられている、二国間交渉は、地域課が主管となっており、G8、APEC等の多数国間の枠組みにおける交渉は、アジア太平洋経済協力室等それぞれの枠組みを主管する課室が主管となっており、知的財産室が必要な助言を行っている(ただし、G8 知的財産専門家グループ会合及びハイリゲンダム・プロセスのイノベーション作業部会は、知的財産室が主管。)。さらに、広報文化交流部は、アニメ、マンガ、ポップ音楽等の日本のコンテンツを文化事業に積極的に取り込み、創設した「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」を活用して、これらのコンテンツ発信の事業を主管している。また、国際協力局は、ODA事業により知的財産に関する技術協力(専門家派遣、研修生受入れ)を主管している<sup>2</sup>。

### 3. 知的財産室の取組

知的財産室の現在の主要な取組を、もう少し具体的に以下のとおり述べる。なお、外務省ホームページには、取組状況が掲載されているので、併せて参考としていただければ幸甚である<sup>3</sup>。

#### (1) G8 サミット

##### ① G8 首脳宣言

2005年のグレンイーグルズ・サミット以来、G8は様々な模倣品・海賊版対策の取組を行ってきており、着実に成果を挙げてきている。日本が議長国である本年のG8 北海道洞爺湖サミットにおいて、環境・気候変動、開発・アフリカ、政治問題に加え、世界経済は重要な議題であった。そして、知的財産権の保護は、世界経済における重要なテーマであり、模倣品・海賊版に対する知財執行の強化を含めて議論を進めてきた。

G8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言の「知的財産

権の保護」部分の和文仮訳は次のとおりである<sup>4</sup>。

17. 知的財産権の効果的な促進及び保護は、創造的な製品、技術及び経済の発展にとって極めて重要である。我々は、既存の模倣品及び海賊版対策のイニシアティブを、特に、我々の関係当局の間における情報交換の体制の促進や世界税関機構における非拘束的な基準である税関における統一的な知的財産権の執行に係る基準(SECURE)の作成によって、推進する。我々は、新たな国際的な法的枠組である模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)を制定するための交渉の加速化を奨励し、本年末までに交渉を完了させることを追求する。我々は、模倣品及び海賊版にかかる新たな技法と闘うための手段を発展させるために、我々の国間で、実践的な協力を促進し、ベスト・プラクティスを普及させる。我々は、政府によるソフトウェアの使用は関連する国際約束を完全に遵守する形で行うとの我々のコミットメントを再確認し、他国が我々のコミットメントに倣うことを呼びかける。

18. 効率的かつ良く機能する知的財産制度は、すべての発展段階にある諸国に利益をもたらすものであることを確信し、我々は、  
 (a) 実体特許法条約に関する議論の加速化をはじめとする世界の特許制度の調和及び国際的な特許にかかる協調の拡大の重要性について再確認し、  
 (b) G8 の技術協力のパイロット・プランの進展や、追加的なパイロット・プラン及び当該諸国における公衆周知活動のための共同アウトリーチ計画の立ち上げを歓迎する。

## ②G8知的財産専門家グループ

2005年のグレンイーグルズ・サミットにおける模倣品・海賊版対策に関する議論のフォローアップとして、エンフォースメント強化のための具体的な共同行動について、実務者レベルで議論することを目的とし、G8知的財産専門家グループ(Intellectual Property Experts' Group : IPEG)が設立された。第1回会合は、同年10月にロンドンにて開催され、その後、各G8議長国の中、モスクワ、ベルリン及び東京にて計7回の会合が開催された。

本年、日本の議長の下、2回の会合が東京で開催され、これらの会合において掘り下げられた議論や新たな視点を反映したG8・IPEG報告書は、北海道洞爺湖サミットで公表されたところ、概要是次のとおりである<sup>5</sup>。従来の模倣品・海賊版対策を更に充実したものとしつつ、更に特許の国際的調査や途上国の開発に資する知的財産権につき議論を行ったことがポイントである。

### 1. 背景

●知的財産関連問題は、2005年のグレンイーグルズ・サミットにおいて具体的に模倣品海賊版対策として取り上げられ、以後、G8の取組の一環として、北海道洞爺湖サミットまでに7回の知的財産専門家会合(ipeg)が開催されてきた。G8知的財産専門家会合報告書は、このIPEGでの議論を報告する形で、G8における知的財産関連問題への取組を示したものである。

●初期段階を経た2006年後期以降のIPEGの議論は、今日の世界経済状況をふまえ、知的財産分野においてG8として対応するべき課題を抽出し、各課題についての施策の提案まで踏み込んだものとなった。我が国も、南アフリカに対

する技術支援など、IPEGの議論を端緒とする具体的なプロジェクトに参加している。本報告書は、昨年のハイリゲンダム・サミット以降開催された2回の会合において深堀りされた議論や新たな視点を反映し、具体的かつ最新の内容となっている。

●なお、IPEG会合には、G8のほか、世界税関機構(WCO)、OECD、インターポール及び世界知的所有権機関(WIPO)の各国際機関がオブザーバー参加している。

### 2. 報告書のポイント

●北海道洞爺湖サミットに向け、IPEGは、G8が取り組むべき知的財産分野の課題として、模倣品・海賊版対策、効率的な知的財産制度、開発手段としての知的財産制度等をとり上げた。このうち、模倣品・海賊版対策について3件、効率的な知的財産制度について1件、開発手段としての知的財産制度等について3件の具体的なプロジェクトの提案が行われた。

#### ●具体的なプロジェクト提案の概要

##### 1. 模倣品・海賊版対策

(1) 水際取締りにおける協力体制の強化 昨年のサミットにおける決定を一步進め、二国間の枠組みによる協力を充実させると共に、2009年のサミットに向け情報交換のモデル・ガイドラインを設け、一般的な情報交換の体制作りを行う。さらに、首脳宣言でも言及されたとおり、途上国におけるキャパシティ・ビルディングに向け、WCOの推進する税関における統一的な知的財産権の執行に係る基準(SECURE)の作成を支援する。

(2) 政府部内におけるソフトウェアの適正使用

2000年九州・沖縄サミットで採択されたグローバルな情報社会に関する沖縄憲章において奨励された事項であるが、ネットワーク環境の進化に対応するべく、来年のサミットまでに、IPEG が P2P（不特定多数のコンピュータを直接接続して情報をやり取りするタイプのシステム提供方式）のファイル共有をも視野に入れたガイドラインを策定することとなった。本件については、首脳宣言においても各国への呼びかけとして言及された。

(3) 模倣品・海賊版に関する情報収集 模倣品・海賊版の国際的な現状把握の重要性はいうまでもない点であるとして、近時の国際機関による取組のうち、昨年より実施中の OECD による調査及びインター・ポールの国際的な知的財産権侵害に係る犯罪データベースに対して G8 の支持が表明された。

## 2. 効率的な知的財産制度

特許制度の国際的な調和の重要性が指摘され、実体特許法条約の議論の加速化の推進が明示的に確認された。我が国をはじめとする一部の G8 諸国においては、近時作業共有を進めた特許審査制度が開始されているところ、本報告でその点も言及された。

## 3. 開発手段としての知的財産制度等

(1) 途上国に対する技術協力パイロット・プラン 昨年のサミットにおいて合意された、我が国による南アフリカ、英国による南米三国国境地域、米国によるインドネシアに対する 3 件の技術協力パイロット・プランの進捗状況が確認されるとともに、さらに 3 件のプランを行うことになった。

(2) 公衆周知活動の促進 来年のサミットまでを目処に G8 による既存の公衆周知活動を目録化し、G8 諸国による共同事業の提案を行うことを確認した。

(3) 中小企業による知財利用の成功事例の情報共有 かかる成功事例の情報共有は我が国がかねてより国内で積極的に行って來た分野であり、途上国への技術協力にも有効と考えられることから、今回我が国より新たに提案を行い、WIPO 等と協力しつつ、ネットワークの構築を検討していくことが確認された。

## ③ G8 ハイリゲンダム・プロセス

振興経済国が世界経済に占める役割の増大を背景に、昨年のハイリゲンダム・サミットにおいて、G8 と新興経済 5 カ国（ブラジル、中国、インド、メキシコ及び南アフリカ）との間で、事務レベルでの政策対話を 2 年間行うこととなり、この対話プロセスはハイリゲンダム・プロセス (Heiligendamm Process : HDP) と呼ばれている。HDP においては、①開発（特にアフリカを念頭）、②エネルギー効率向上、③投資の自由の強化、④イノベーションの促進と保護、の 4 つの分野毎に作業部会を設けられ、各作業部会は 2 回程度の対話を行った。イノベーション作業部会では、知的財産権の執行強化、人材育成、技術移転、民間部門の関わり、知的財産権と投資や開発との関連、伝統的知識と遺伝資源等について、積極的な対話がなされた。

こうした対話の成果については、北海道洞爺湖サミットで中間報告が公表された<sup>6</sup>ところであるが、更に議論を続けて、来年のイタリア・サミットに最終報告を提出することとなっている。

## (2) 知的財産担当官

2005年3月、日本企業の知的財産保護を支援するため、知的財産権関連相談の対応窓口を明確にし、在外公館長を先頭に、館が一体として迅速に、模倣品・海賊版行為等の知的財産権問題に対応するため、全在外公館における知的財産担当官を新設した。

また、知的財産権の基礎知識、参考資料、及び知的財産権知財侵害問題に対する相談対応手順等を記載した知的財産権侵害対策マニュアルを全在外公館へ配布した。

さらに、知的財産担当官の能力向上を図り、在外公館、ジェトロ、民間企業の連携を深め、知財侵害対策をより一層進めるため知的財産担当官会議を開催している。2006年は中国、韓国で開催した。昨年は、6月に韓国（第2回）、11月に（アセアン諸国及びインドを対象とする）タイ、本年は3月に中国（第2回）にて開催した。

上記のような在外公館の体制強化の努力もあり、在外公館による模倣品・海賊版取り締まりのための具体的な取組が行われている。例えば、在パラグアイ大使館は、大使公邸において、同国政府当局職員に対する日本製品の海賊版・模倣品の見分け方等を訓練するための「日本製品の知的財産保護セミナー」開催した。在ホーチミン総領事館は、同地におけるIPG（知的財産権研究グループ）へ積極的に参加している。在トルコ大使館は、日本企業の商標に関する、他者による同国における類似商標登録に対する対策支援を行った。在ブラジル大使館、在サンパウロ総領事館及び在リオデジャネイロ総領事館は、中南米IPG設立に対する協力を働いている。

## (3) 模倣品・海賊版拡散防止条約交渉

外務省としても、模倣品・海賊版を撲滅するための国際社会のルール作りに非常に力を入れて取

### 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) (仮称)構想について

#### 1. 模倣品・海賊版問題とその影響

- 世界的な模倣品・海賊版の急速な蔓延
- 巧妙化する模倣品・海賊版被害の拡大
- 模倣品・海賊版の新たな流通パターン(例:インターネットを通じた拡散、模倣ラベルの取引)

- (1)正当なビジネスと労働者からの収入の剥奪
- (2)イノベーションと創造性を阻害
- (3)消費者の健康と安全に対する脅威
- (4)組織的犯罪への容易な収入源の提供
- (5)税収の損失

#### 2. 経緯

これらの新たな課題に効果的に対処していくためには、知的財産権の執行に係る①強力な法的規律と、②その執行の強化と国際協力を柱とした、高いレベルの新たな国際的な法的枠組みが必要。

2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理(当時)より、**模倣品・海賊版防止のための法的枠組み策定の必要性**を提唱。その後、日米共同のイニシアティブとして、議論をリードするとともに関係国に働きかけ。

**2007年10月に日米欧等から関係国との協議開始を発表、数次の関係国との非公式会合を開催。2008年6月3日・4日に関係国会合を開催し、条文案をベースとした交渉を開始。条約の可能な限り早期の実現を目指す。**(6月会合には、日本、米国、欧州委員会(EC)、スイス、カナダ、韓国、メキシコ、シンガポール、豪州、NZ、モロッコ、UAE、ヨルダンが参加。)

#### 3. ACTAの主要事項

##### I 国際協力の推進

- ◆途上国に対する能力開発及び技術支援
- ◆情報交換を含む執行当局間協力
- ◆政府と公的／私的諮問機関の交流による、最良事例を共有する定期的な機会の確保
- ◆既存の国際協定との整合性確保等

##### II 知的財産権の執行の強化

- ◆官民諮問グループの設立
- ◆法執行機関における知財専門家の育成
- ◆知的財産保護の重要性と知的財産侵害の弊害に対する一般消費者の意識向上
- ◆税関当局間での情報交換・情報共有等

##### III 法的規律の形成

- (i) 刑事執行
- ◆侵害品の輸出入の禁止
- ◆模倣ラベルに対する刑事罰 等
- (ii) 水際措置
- ◆税関での保管・破壊費用の権利者負担軽減
- ◆税関による侵害品の没収・廃棄 等
- (iii) 民事執行
- ◆権利者への十分な損害補償
- ◆訴訟費用等の侵害者負担 等

り組んでいる。

日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理（当時）より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱以来、知的財産権の保護に関心の高い国々とともに、模倣品・海賊版拡散防止条約（Anti-Counterfeiting Trade Agreement：ACTA）構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。

その後、昨年10月に日米欧等から、ACTAにおいて実現していくべき内容についての集中的な協議を開始する旨の報道発表を行い<sup>7</sup>、関係国との非公式な協議を継続的に行ってきました。

本年6月3日及び4日にスイスのジュネーブにおいて開催された関係国会合には、日本をはじめ米国、欧州連合（EU）、カナダ、スイス、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール、メキシコ、アラブ首長国連邦、モロッコ、ヨルダンが出席し、ACTA構想で実現すべき内容のうち、特に水際措置を中心として、知的財産侵害への対処の在り方等についての議論が行われた<sup>8</sup>。

7月会合は、水際措置についての継続的な議論に加えて、民事執行等他の分野についても議論が行われた。

マルチでのルール作りがとかく難航しがちな中、志を共にする国々がモデルとなる合意を作り、それを拡大していくというアプローチであり、ACTA交渉の成功に向けて関係国とも協力しつつ最大限努力していきたい。

#### （4）TRIPS交渉

TRIPS協定は、知的財産権の国際的な調和を目指して、WTOの152加盟国（本年6月現在）が自由貿易における秩序を形成するために知的財産権の十分な保護を目的とした協定で、加盟国が整備すべき知的財産権の最低限の基準や、内国民待遇と最惠国待遇の適用、権利行使等について規定している。

TRIPS協定に関する項目については、ドーア・ラウンド交渉の一環としても扱われており、6月9日、アーマドTRIPS理事会特別会合議長により、地理的表示（GI）<sup>9</sup>のぶどう酒及び蒸留酒の多数国間通報登録制度に関する報告書、ラミー事務局長により、GIの追加的保護<sup>10</sup>の拡大及びTRIPS協定と生物の多様性に関する条約（CBD）との関係に関する議論についての報告書が発出された<sup>11</sup>。これらの項目については、その後も議論が続いているが、外務省としては、関係省庁と協力しつつ、日本の利益が最大限に反映されるように最善を尽くす所存である<sup>12</sup>。

また、年3回行われるTRIPS理事会では、上記の3つの事項に加えて、加盟各国の制度の整備の照会や、新たに各国が調和させるべき制度について検討がなされており、この面でも外務省は関係省庁と協力しつつ、積極的に取り組んでいる<sup>13</sup>。

#### （5）WIPOにおける各種交渉

WIPOは、知的財産権に関する国連の専門機関であり、現加盟国は184である<sup>14</sup>。

WIPOにおいては、特許、商標、著作権等の保護に関する会合が開催され、実体特許法条約、視聴覚実演の保護に関する条約、放送機関保護条約、データベース保護条約、特許協力条約改正条約等が検討されているほか、権利化はされてはいないが各国に存在する植物や動物などで社会的に価値のあるものと認められる「遺伝資源」や原住民が伝統的に継承してきた知識等の「伝統的知識」、伝統舞踊や伝統陶芸等の民族文化財を指す「フォークロア」等の幅広い知的財産問題等が議論されているが、外務省は関係省庁と協力しつつ、積極的に取り組んでいる。

## (6)官民協力

### ①知的財産保護官民合同ミッション派遣

政府は、海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まった団体である、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）と共同して、「知的財産保護官民合同ミッション」を派遣し、各国政府との間で知的財産権保護問題に関する意見交換等を行っている。

過去5回行われた中国に対する同ミッション派遣では、中国での知的財産権保護に関する執行の状況等を確認したが、必要に応じ二国間協議等で同ミッションでの要請事項等に対するフォローアップを行っている。この結果、5月の胡錦濤中国国家主席来日時の日中共同声明において、5つの柱の一つ「互恵協力の強化」の重要な要素として知的財産権保護が取り上げられた。

また、2月に行われた初めてのインドへの同ミッション派遣においては、インド政府当局との協議を行った。

### ②地名等商標問題

近年、中国等で日本の地名等が第三者によって商標登録されていることが新聞等で話題となっている。日本の利害関係者でない第三者が先にこれらを商標登録してしまうと、当該利害関係者が現地ビジネスを開拓する際に、商標権侵害で差止・損害賠償請求を受けたり、法外な商標権買い取り要求されたりする等支障をきたすことがある。先日発表された「知的財産推進計画2008」においても、日本の地名や著名商標等が保護されるよう働き掛けることが求められている。

こうした問題に対して、外務省は、事実関係を踏まえた上で、問題がある場合には、在外公館を通じ、或いは二国間協議等の適切な機会を十分利用して、法令の適正な実施等についてしっかりと

働きかけを行ってきている。

### ③世界模倣品・海賊版撲滅会議

外務省は、模倣品・海賊版撲滅に向けた国際世論が高まるための公衆啓発にも力を入れている。世界模倣品・海賊版撲滅会議は、WCO、インテル、WIPOの持ち回りにより、2004年から毎年秋頃開催されている国際会議であり、模倣品・海賊版問題に対する国際世論を喚起する上で大きな役割を果たしているが、2月にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催された第4回会合には、小池正勝外務大臣政務官が出席した。小池大臣政務官は、基調講演における最初の発表者として、模倣品・海賊版問題に対する日本の取組に触れた後、日本が議長国を務めるG8プロセスにおいても、模倣品・海賊版に対する知財エンフォースメントの強化等について議論を行い、首脳より強いメッセージを発出したいと考えている旨述べた。小池大臣政務官（当時）の第4回世界模倣品・海賊版撲滅会議出席により、模倣品・海賊版問題に対する日本の高い関心が国際社会に伝達されたと考えられる<sup>15</sup>。

## (7)その他

上記に加え、外務省は、植物新品種の保護に関する国際同盟（UPOV、現加盟国65）<sup>16</sup>への対応、招聘やシンポジウムの開催<sup>17</sup>等も行っている。

## 4. おわりに

知的財産室は、上述のとおり幅広い業務を行っている。これも、知識社会の急速な発展に伴い、知的財産（権）が果たす役割が増大してきていることの証左であろう。外務省としても、知的財産室の設置を契機に、今後も知的財産の国際展開への機動的かつ積極的に対処し、特にグローバルな

規律作成を中心に貢献していきたい。皆様の御指導を宜しくお願いしたい。

(注)

- 1 外務省ホームページ『「知的財産室」の新設について』  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/3/1178531\\_904.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/3/1178531_904.html)
- 2 日経 BP 知財 Awareness のインタビュー記事 <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/20080401.html> 参照
- 3 外務省ホームページ「外務省における知的財産権推進の取組状況」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/kiso\\_data.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/kiso_data.html)
- 4 北海道洞爺湖サミット・ホームページ『G8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言』<http://www.g8summit.go.jp/doc/index.html>
- 5 北海道洞爺湖サミット・ホームページ『G8 知的財産専門家会合報告書』<http://www.g8summit.go.jp/doc/index.html>
- 6 北海道洞爺湖サミット・ホームページ『ハイリゲンダム・プロセス中間報告書』<http://www.g8summit.go.jp/doc/index.html>
- 7 外務省ホームページ『「模倣品・海賊版撲滅防止条約(Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA) (仮称)」構想について』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/10/1175843\\_814.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h19/10/1175843_814.html)
- 8 外務省ホームページ『模倣品・海賊版撲滅防止条約(ACTA) 構想(関係国会合の結果)』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/acta\\_0806.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/acta_0806.html)
- 9 ワインのボルドー、ブランデーのコニャックのように、その商品について確立した品質、評判等が主として地理的原産地に帰せられると考えられる場合において、その商品が当該地理的原産地の产品であることを特定する表示をいう。
- 10 TRIPS 協定は、全產品について当該產品の地理的原产地について公衆を誤認させる方法等での地理的表示

の使用を防止することを原則としつつ(第 22 条)、ぶどう酒及び蒸留酒については、公衆の誤認等の有無にかかわらず、当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないものへの使用を防止するという追加的保護を定めている(第 23 条)。

- 11 外務省ホームページ『WTO ドーハ・ラウンド(知的財産権に関する報告書の発出)』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/doha\\_raund\\_0806b.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/doha_raund_0806b.html)
- 12 その他の TRIPS 項目としては、医薬品アクセスがある。2001 年に WTO 第 4 回閣僚会議において採択された「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定と公衆の健康に関する宣言」(ドーハ宣言)を受けて、2005 年 12 月に、このような公衆の健康の問題を解決するため、「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定を改正する議定書」が WTO 一般理事会により採択された。概要については、外務省ホームページ『「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定を改正する議定書」について』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166\\_11\\_gai.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_11_gai.html) を参照。
- 13 外務省ホームページ『WTO ドーハ・ラウンド・メールマガジン 2008 年第 10 号』<http://www.wtojapan.mofa.go.jp/mailmagazine/backnumber/melmaga200810.html>
- 14 WIPO の組織概要については、外務省国際機関人事センター・ホームページ『世界知的所有権機関(WIPO)』[http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan\\_info/wipo.htm](http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_info/wipo.htm) を参照。
- 15 外務省ホームページ『小池正勝外務大臣政務官の第 4 回世界模倣品・海賊版撲滅会議出席(概要)』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/koike/uae\\_ks\\_08/gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/koike/uae_ks_08/gaiyo.html)
- 16 UPOV の組織概要については、外務省国際機関人事センター・ホームページ『植物新品種保護国際同盟(UPOV)』[http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan\\_info/upov.htm](http://www.mofa-irc.go.jp/link/kikan_info/upov.htm) を参照。
- 17 外務省ホームページ『知的財産権に関するシンポジウム(概要と評価)』[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/chiteki\\_sp\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/chiteki_sp_gh.html)